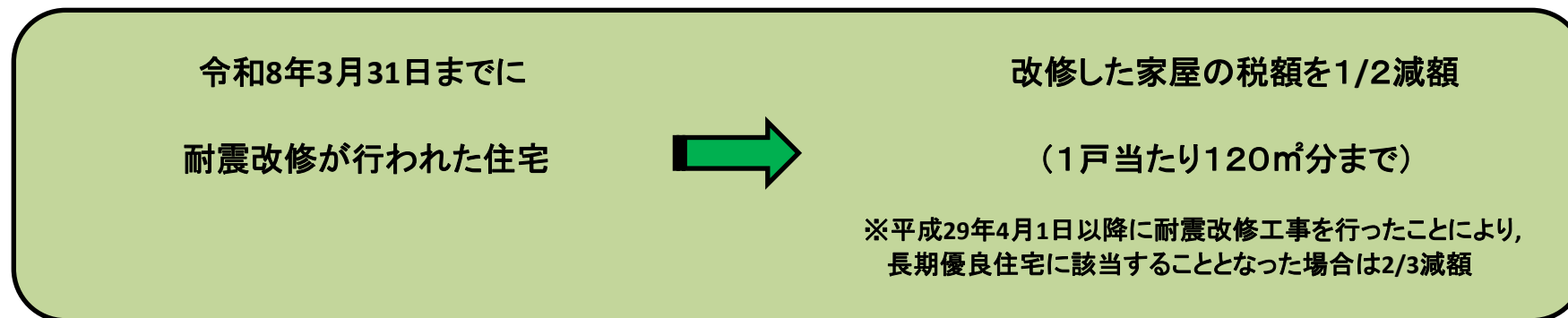


# 住宅耐震改修に伴う固定資産税の減額措置について



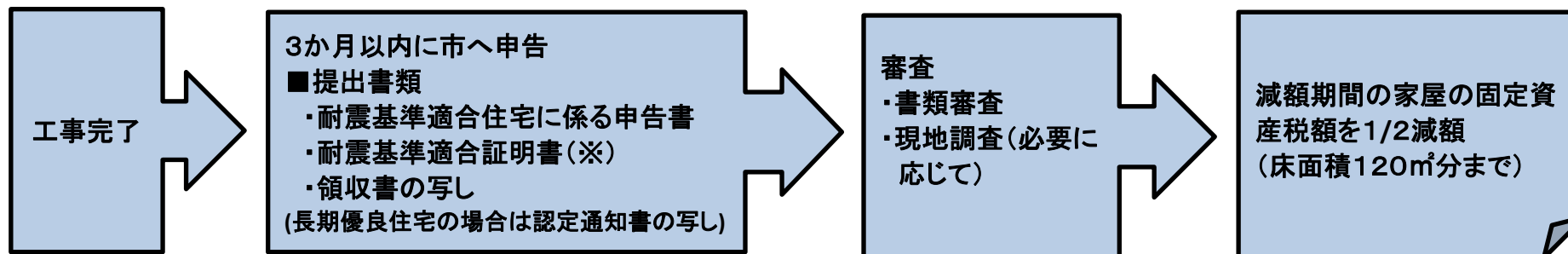
## 【要件】

- ・昭和57年1月1日以前から存在する住宅であること(建築基準法の現行の耐震基準を満たしていなかった住宅)
- ・令和8年3月31日までに耐震改修工事が行われたこと
- ・工事費が50万円以上のもの

## 【減額期間】

- ・工事の翌年度から1年間  
(耐震改修促進法に規定する要安全確認沿道建築物に該当する住宅においては、工事の翌年度から2年間)

## ※手続きの流れ



※耐震基準適合証明書は、耐震改修工事を実施した建築士・指定確認検査機関・登録住宅性能評価機関・住宅瑕疵担保責任保険法人が発行します。  
なお、逗子市まちづくり景観課へ所得税控除のための「住宅耐震改修証明申請」をされた方は、耐震基準適合証明書の添付は必要ありません。

問合せ先: 逗子市総務部課税課資産税係 電話046-873-1111(代表)